

第1回地方分権に関する研究会 議事概要

- 1 日 時 平成28年11月2日(水) 17:00~18:50
- 2 出席者
〔学識経験者〕大石座長、横道座長代理、大屋委員、諏訪委員、谷委員、新川委員
〔関係知事〕平井知事、飯泉知事、石井知事、山田知事
- 3 主な議題
(1) 意見交換
(現状や課題、今後の進め方等について)
(2) その他

【概 要】

- 1 開会
〔事務局(全国知事会森川部長)〕
 - ・ それでは、定刻になったので、第1回地方分権に関する研究会を開催させていただく。
 - ・ この研究会だが、本年夏、7月28日に福岡県で開催された全国知事会議において設置することとされたものである。格差を克服し、活躍を進める地方創生時代の地方分権改革を展望すべく、調査・研究を行っていくものであり、全国知事会地方分権推進特別委員会のもとに置かれることになっている。
 - ・ それでは、まず地方分権推進特別委員会委員長の平井鳥取県知事より、一言ご挨拶をよろしく願います。
- 〔平井鳥取県知事〕
 - ・ 皆様、こんばんは。本日は大変お忙しいところ、大石先生、大屋先生、諏訪先生、谷先生、横道先生、また京都からは新川先生にご出席いただき、本当にありがとうございます。山田会長や富山の石井知事さん、そして飯泉さんもこの後加わるが、関係の担当の知事も含めて、議論をさせていただくこととなった。
 - ・ 議論に入る前に一言、私、御礼を申し上げなければならないことがある。去る10月21日に鳥取県中部地震が発生をした。大体1万戸の家屋が被災をする強烈な揺れであって、1,494ガル、阪神淡路が818ガルだったので、かなり上回る、熊本地震並みの揺れであった。そういう意味で大変な被害が発生をしたわけだが、幸い、人命は救助できたことで、人命にかかわるのはゼロで過ごすことができたというのが不幸中の幸いであったかなと思う。
 - ・ その際、山田会長を初め、全国の皆様、そしてさまざまな先生方のご援助とご支援を賜り、比較的迅速に対策を進めることができてきている。既に応急危険度判定を全て終了し、罹災証明の手続にも入り始めており、全校生徒全て月曜日、火曜日、4日目、5日目の段階から登校するということができた。まずもって、御礼を申し上げたいと思う。
 - ・ 本日は、地方分権について議論すべく、新しい研究会を立ち上げることとなった。山田会長のお声がかかりだが、今、ずっと分権特委で議論してきた。その成果は確かに上がっている。最近で言えば、ハローワークの地方への移管、あるいは農地の手続等々、動きはあるわけである。また、税財政についても、消費税の引き上げに伴い、地方消費税の充実とい

うことがあったり、かつては所得税について10%のフラット税率での導入ということもあった。

- ・しかし、本来、平成8年の地方分権推進委員会の中間報告のときに示されていたように、中央集権から地方分権ということとあわせて、一極集中から多極分散、この集中と分散ということについては一向にブレーキがかかってないという状況がある。そうすると、国のあり方を考える上で、もう一度この分権というものの本質を問い直す必要があるのではないかとということである。
- ・最近では格差社会ということも言われるようになり、住民生活に対するケア、サービスの提供等が重要になってきていると思う。そういう中で、地方自治体が果たす役割が大きいわけであり、我々広域的自治体である都道府県の役割というものも大きく変わろうとしている。
- ・その際に、国と地方のあり方、どういう政府制度がいいのだろうか。税財政のあり方、また最近、急速に議論が進みかけている憲法の問題、これも地方自治については地方自治の本旨という、92条に書いてある言葉のみであり、もっと書き込んでもいい分野があるのではないだろうか。さまざまな問題意識があると思う。
- ・ぜひ、先生方から自由闊達なご議論をしていただき、未来型の地方と国との関係、そしてその意味で住民の自治が確立をして、住民の皆様が真に充足される、そういう姿を行政機構の改革の中からつくっていくことはできないだろうかと念願をしているところである。
- ・今回、私どもも鳥取県として災害対応に追われた10日余りであった。そのとき、痛感をしたのだけれども、県だ市町村だという垣根、これは取っ払うときは取っ払ったほうがいいし、国との役割分担という意味でも、やはり地方が果たす役割はかなり大きい。しかし、財政的な公権制度等々、そうした意味で国が果たすべき役割というのはしっかりとなければならない。いろいろなことを今回の中でも経験をさせていただいた。
- ・未来を変えるために、分権から進んでいく。それが私たちのこれからのテーマになろうかと思う。どの時代にもそれぞれの課題がある。それを解決することによって人類は進歩する。こういうような言葉があるわけであって、ぜひ皆様にそれぞれの時代における課題、これを解決する意味で、こうした問題の解決に向けた分権のテーマについて切り込んでいただければと思う。
- ・皆様のご議論に期待申し上げて、分権の委員長としての言葉に代えさせていただく。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・それでは、次第に従って、本研究会を進行させていただく。お手元の資料5に、地方分権に関する研究会設置要綱を用意している。ごらんおきいただきつつ、また地方分権に関する研究会、出席者名簿ということで、出席者名簿も用意しているので、それらに基づき本日ご出席の学識経験者の方をご紹介をさせていただきます。
- ・まず、京都大学大学院総合生存学館（思修館）教授の大石委員である。

〔大石委員〕

- ・座ったままで失礼する。大石である。よろしくお願いします。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・慶應義塾大学法学部教授の大屋委員である。

〔大屋委員〕

- ・大屋である。よろしく願います。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・共同通信社編集委員、論説委員の諏訪委員である。

〔諏訪委員〕

- ・諏訪である。よろしく願います。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・日本経済新聞社編集委員兼論説委員の谷委員である。

〔谷委員〕

- ・谷である。よろしく願います。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・ウェブでのご参加だが、同志社大学大学院総合政策科学研究科教授の新川委員である。

〔新川委員〕

- ・新川である。きょうはよろしく願います。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・政策研究大学院大学副学長の横道委員である。

〔横道委員〕

- ・横道である。よろしく願います。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・なお、東北大学法学部教授の飯島委員だが、本日はご欠席となっている。
- ・なお、学識経験者のうち、慶應義塾大学経済学部教授の井手委員、また関西学院大学人間福祉学部教授の小西委員、出席者名簿に記載されているが、本日、急遽連絡があり、欠席となっている。
- ・続いて、関係知事のご紹介をさせていただく。改めて、地方分権推進特別委員会委員長の平井鳥取県知事である。

〔平井鳥取県知事〕

- ・よろしく願います。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・まだ、ご到着になっていないが、総合戦略・政権評価特別委員会委員長の飯泉徳島県知事が後ほどご出席される。
- ・また、ウェブでのご参加であるが、地方税財政委員会委員長の石井富山県知事である。

〔石井富山県知事〕

- ・石井である。よろしくお願いします。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・それから今日は第1回目の研究会ということで、全国知事会会長の山田京都府知事にもご出席をいただいている。

〔山田京都府知事〕

- ・よろしくお願いします。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・なお、総務委員会委員長の古田岐阜県知事は、ご公務のため欠席である。
- ・続いて、設置要綱第2条であるが、研究会には座長を置くこととなっており、互選によることとなっている。ご発言、いかがだろうか。

〔新川委員〕

- ・京都からよろしいだろうか。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・新川委員、よろしくお願いします。

〔新川委員〕

- ・それでは大変僭越だが、ここは統治機構、そして憲法の問題にお詳しい、ご専門でいらっしゃる大石先生に座長をお務めいただくのが適任ではないかと思うが、いかがだろうか。ご提案申し上げます。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・ただいま、大石委員を座長にとご推薦をいただいたが、いかがか。それでは、異議なしとのお声もいただいたので、大石委員にお願いしたいと思う。大石委員、座長席へのご移動をよろしくお願いします。
- ・それでは、これからの進行を大石座長にお願いします。

〔大石座長〕

- ・それでは、本日、私のほうで引き取らせていただくが、皆様のご推挽によって、座長の席を汚すことになった。1カ月に一度という割合ではないが、もう少し長くなるかもしれないが、これから半年余りの間、皆様のご協力を得て、先ほどのお話にもあったような地方分権改革のしっかりした展望ができるような調査研究ができればというふうに思っている

ので、どうぞ皆様、よろしく願います。

- ・ それでは、早速だが、座長代理の指名というのが次の議題となっている。設置要綱によると、座長が不在のときの代理をあらかじめ指名するというようになっており、その指名は私座長がすることになっている。
- ・ 私としては、地方自治にも大変造詣が深くていらっしゃる横道委員にお願いできれば、補佐していただくのに最適任だと思っている。そこで、座長代理を横道委員にお願いしたいと思うが、横道委員、いかがか。

〔横道座長代理〕

- ・ お引き受けする。

〔大石座長〕

- ・ それでは、一言願います。

〔横道座長代理〕

- ・ 座長代理をお引き受けさせていただくことになった横道である。どうかよろしく願います。
- ・ 地方分権、これはもちろん日本の国、国内の話だけれども、最近私どもの中で、特にアジアの国々がこれから日本は地方分権を進めてきたと。地方自治が充実した国である。ただ、一方、今後人口減少、少子高齢化社会の中で、さらにどういう形で進めていくかというのは注目しているところであるので、この研究会でいい議論をさせていただき、国内だけではなく、そういうアジアを中心とした諸外国にもインパクトのあるような成果を上げることができればいいなと思っている。どうかよろしく願います。

〔大石座長〕

- ・ よろしく願います。ここだけの話というか、横道委員とは大分前にもこの場で全国知事会の席で一緒にすることがあり、同窓会に近いような感じを持っている。どうぞよろしく願います。
- ・ 続いて、次第の中の6の審議に移る。(1)意見交換、つまり現状や課題、今後の進め方等についての意見交換という項目があるが、そのテーマで進めてまいる。よろしく願います。
- ・ 早速だが、これまでの分権改革の経過を踏まえ、まずは日本の置かれている現状のデータなどを事務局に資料を用意していただいている。関連する資料もあるので、あわせて事務局のほうからご説明をお願いしたい。

〔事務局（鳥取県小倉総本部長）〕

- ・ それでは、資料1から資料4、そして鳥取県配付資料1、2を用いて説明をさせていただきます。
- ・ まず、資料1であるが、地方分権改革のこれまでの経緯をまとめたものである。平成7年に地方分権推進法が成立して、推進委員会も発足したところである。これをもって第一次地方分権改革がスタートしたわけであるが、その中間報告、最終報告を鳥取県配付資料ということでお配りさせていただいている。当時の地方自治のあり方を含め、どういう議

論がなされ、どういうふうに展開されていったのかというのがわかる資料である。

- ・その後、三位一体改革を経て、平成18年に地方分権改革推進法が成立され、翌年に地方分権改革推進委員会が発足し、第二次がスタートしたというような経緯である。その後、義務づけ、枠づけの見直し、国から地方への権限移譲、そして国と地方との協議の場というものが設置され、今日に至っている。着実に地方分権が前に進められてきたところである。
- ・資料2だが、地方分権が進められる一方で、どういった状況かということ。冒頭に委員長も言われたけれども、東京一極集中がなかなか是正されないというようなデータが今日においても明らかになっている。
- ・資料2の3ページをごらんいただきたいと思うけれども、過去20年の人口の変化を示している。東京圏において増加が顕著になっている。三大都市圏以外は減少に転じているというような状況にある。
- ・また、7ページのほうを見ていただくと、一方で第1子出生時の母親の平均年齢を示したグラフがある。全ての都道府県で第1子の出産平均年齢、上がってはいるんだけど、東京圏の都県、いずれも全国平均を上回っているというような状況である。
- ・次の資料であるが、合計特殊出生率を見ても、東京圏においては全国平均を大きく下回っているという状況、これは26年のデータであるが、東京では1.15というような出生率である。
- ・次に12ページをお願いする。居住地域、無居住地域の将来推計であるが、2050年までに2割が無居住地になるという見込みがなされている。北海道、中国、四国でその傾向が進んでくるといような推計である。
- ・13ページ以降については、経済指標、人口流動関係、税収、所得関係の資料である。13ページについては、県内総生産、東京が突出しているという状況。
- ・また、18ページに飛んでいただいて、企業本社の東京への集積度であるけれども、東京における10年前と今とを比較しても、東京への本社の進出というのは進んできているという状況になる。
- ・また、20ページであるが、大学入学者数の推移を見てみると、全国の大学の入学者数、ほぼ横ばいで推移している中にもかかわらず、東京は右肩上がりというような状況にある。
- ・次の21ページであるが、転入・転出の状況においても、大幅な転入超過が継続しているのは東京圏のみというような状況にある。
- ・以上、かいつまんでの説明になるが、こういった状況で、資料3のほうで国会議員の定数の推移だとか、諸外国の国と地方の体制概要について取りまとめている。
- ・2ページのほうに書いているけれども、グラフで見ていただきたいが、国会議員の定数については、これまで幾たびにもわたる議員の定数の改正によって、三大都市圏選出の議員の比率、これが半分以上を占めているというような状況下になっている。
- ・このように、資料1、2、3の状況を踏まえて、資料4であるけれども、今後の検討の進め方の案というものを事務局でお示したものである。①から④については、これまでの流れについてコメントをさせていただいている。⑤として、インフラの整備状況であるとか、企業の集積状況、研究機関の集積状況等、他律的な外部環境の違いに起因する格差偏在については、その是正については国として果たすべき役割があるのではないかと。また、⑦として、国が果たすべき役割を担うには、国と地方の協議の場をさらに前に進めて、国の立法面等も含めた政策プロセス全般に、地方が関与していくことが必要であるというこ

と。

- ・また、めくっていただき、⑨であるが、地方創生を可能とするためにも、自由度を高める地方分権改革、これは引き続き推進する必要がある。
- ・⑪として、その一方で、地域住民の取り巻く環境が大きく変化している。改めて住民自治のあり方を考える必要もあるだろうということである。
- ・⑬として、地方税財政については、地方分権時代にふさわしい制度の根幹を支えるものであるということは、これは認識した上で取り組まなければならないということ。
- ・最後に、以上のような基本的認識・論点を踏まえながら、地方分権改革、住民自治、地方税財源、憲法といった各テーマごとに中長期の方向性を展望しつつ、議論を深めてはということで、案としてご提示させていただくものである。よろしく願います。

〔大石座長〕

- ・それでは、本日は第1回の会合なので、今の資料の説明も参考にしながら、今後の検討の進め方、あるいは検討の視点など、各委員及び各知事から、幅広く自由に発言を頂戴したいと思う。
- ・早速だが、本日特別にご出席いただいている全国知事会会長の山田京都府知事から、まずはご発言をいただければ幸いである。

〔山田京都府知事〕

- ・この研究会は平井地方分権特別委員会委員長さんをお願いして立ち上げていただいた。そして早速、研究会が開かれて、こうしてお忙しい中、委員の皆様お集まりいただき、心からお礼申し上げます。
- ・先ほど平井委員長さんから非常にマイルドに説明があったが、もう少し言い方を変えると、非常に困ったことになっているというのが正直な感想である。
- ・最近、地方分権が低調であるというご意見があった。実際に方向性を見出せていない。今まで分権と言うと権限移譲、財源移譲、そして組織の移譲ということを大きな旗に掲げて、そこに新しい分権型社会の夜明けが来るんだということで、もう何十年も戦ってきた。
- ・私も現職知事の中では日本で4番目に就任期間の長い知事になって、これまでいろいろなことをやってきて、ある面でいうともう分権については、本当に充実した時代になったのではないと思う。岩盤規制と言われた農地転用許可権限の移譲ができたり、抵抗著しかったハローワークについても、地方版のハローワークを認めてもらった。
- ・まだ物足りない点はあるけれども、権限移譲については非常に細かな話になってきて、大きなものがなくなってきた。
- ・昔新潟でやった知事会で住民税3兆円の財源移譲を求めたのが一つのピークだったと思うが、その後も財源移譲に関しては負けていない。先ほど話にあったように、地方消費税は普通は1%だが1.2%まで取れた。交付税含めると1.54%までいけた。最近では、地方創生も1兆円、需要額に積んでもらっている。交付税原資の入れかえも一部やるとか、そういった点でも非常に充実した形になっている。
- ・先ほど言ったように、組織でもハローワークについて平井委員長さんの非常にご尽力があってできているのだが、そこから先の明るい未来が全く見えない。ここが困ったことである。
- ・権限移譲については、もう細かい話ばかりになってしまって、どちらかという、都道府

県から政令市への移譲とかになっている。小規模な自治体はもうこれ以上権限は要らない。これ以上、権限移譲されても困ってしまう状況になってしまって、権限移譲に対するインセンティブが働かない。内輪もめになっているのが今現状である。

- ・国から財源をもらうことに関しては、格差が広がるので嫌悪感が出てきてしまっている。知事会に来ていただくとわかるが、どうしてくれるんだと。では東京から取るかという、東京はそんなこと邪道ではないかという、都市対地方の非常に殺伐とした財源争いに終始をするのが最近の知事会になってしまっている。
- ・組織についても、国の出先機関移譲というのが一つの大きなピークだったが、そのときに反対に回ったのが市町村である。特に都道府県と仲の悪い市町村長が必死になって反対した。この流れは実は今も一部では続いているが、地方分権のために国の組織を移譲しようとしたら、市町村長に真っ向から反対されて、都道府県に権限与えたらどうなるんだと言われてしまったというのが現実。
- ・大変厳しい地方分権時代に入ってきて、こうした中で地方間の競争が激化して、弱肉強食で地方がそれぞれを蹴落とし合いかねないような状況に実はなってきてしまっている。
- ・では、これを誰が調整してうまくまとめるのか。総務省は今、どういう役目を果たしているのかという昔の自治省と言われた役所に比べると、極端に弱くなってしまったのではないか。さまざまな分権関係や国と地方の協議の場でも、総務省が果たす役割というのは今どんどん減ってきており、内閣府とかのほうが主導権を握っている。さまざまな問題に関しても、影が薄くなってしまった。本当に調整なのかというような感じの部分も出てきているのが現状である。
- ・まさに、今、地方分権は旗を失ってしまい、どちらに進んでいいかわからないというのが、この数年、知事会長をしている私の一番大きな悩みである。その中で、知事会としても何とかこの状況を打開したいということで、少子化非常事態宣言とか、地方創生と日本創生だとか、格差をなくす、全ての自治体が活躍できるように持っていくにはどうしたらいいとか、そうしたテーゼを掲げて言ってきたが、地域課題の解決という分権の前段階に問題を集中することによって、分権自身が空白になっているのを何となく隠してきたというのが、こここのところの私の正直な感想である。
- ・この時代、この背景に自治分権の旗が立たないときに、分権、自治というものが絶対に私どもの国の民主主義を守っていく上では必要だと。これをやっていかなければならない、新しい旗を立てていかなければならないというのが、実はこの研究会にお願いをする一番の役割である。
- ・そうなってくると、住民自治のほうも出てくるが、ここもまた殺伐としている。住民自治のほうも、最近の大きな住民自治の流れの中で出てきているのは、基地問題と原発問題である。住民同士の争いが厳しくて、ここに過疎、高齢化や、少子化や、障害者が急増している現状であり、そしてまだ表には余り出てきていないけれども、移民問題みたいなものが顕在化すれば、一体、住民自治もどこに行くのかということが、これまた苦しい。
- ・では、それを解決するために国が出してきたのが選択と集中である。選択と集中と言えば聞こえはいいが、作戦上の撤退みたいな話である。これはどう考えても。大本営発表みたいな話になってしまっている。これはないだろうと。ここは私と総務省がいつもけんかする点だが、選択と集中みたいな、転進のための撤退みたいな話を出してきたら、もう自治はおしまいではないかと私は思っている。
- ・そうなってくると、地方分権という私たち行政が立てていた命題、課題というのは、根本

的に変わってくるのではないかと実は思っている。例えば、私たちが行政をやってきたときに、一番大きな柱として出したのは価値観の中立である。

- ・私の個人的な意見だが、価値観中立社会というのは、我々の行政の前提であった。子どもを産む・産まない。これはもう個人の自由である。働く・働かない。これは個人の自由である。こういう形でしっかりと人権を尊重しながら、人の価値観には入らないということを書いてきた。しかし、少子化社会になってきたときに、価値観中立というのは本当に意味が出てくるのだろうか。意味が出ていいのだろうか。そういうものになってくるのだろうか。例えば、高齢化社会になってきたときに、プライバシーと高齢化社会の見守りの間で、価値観中立で本当にいいのだろうか。
- ・さまざまなものが壊れていく中で、私はこの前、内外情勢調査会の講演の後にマスコミの方と議論していたのだが、文化財をどうやって守ったらいいのか。今、みんな国宝や重文にしたがらない。なぜかという、国宝や重文になると、規制が加わってどうしようもなくなってしまふから。京都みたいな文化財があるところだと、国宝、重文にしないように隠しておいて、場合によっては売ってしまうとか、壊されてしまう。そういうことが現実起こってしまう。
- ・では、そのときに私は文化財を持っている人に対しては、規制をかけて調査すべきではないかと言ったら、いや、それはしかし個人の物ではないかと。しかし、例えばISが文化財を破壊したときに、マスコミの方は怒るじゃないか。文化財が破壊されることは、世界の宝がなくなるという怒っている。では、個人の持っている文化財が壊されたときには誰も怒らないのかと私は反論した。価値観の問題として、そういう価値観が中立ではいけないのではないかと。だから、one for all, all for one型自治というのだろうか。
- ・そこで私はこの前も講演の中で、今までの価値中立型の社会から、いわば共生型社会、共に生きて、共に生んで、共に死んでいく型の社会に変えていかなければいけないのではないかと。そうなってくると、分権というよりは合体といったほうがもしかしたら正確なのかもしれない。
- ・いろいろなものが合体して、その中から共生を求めなければいけないのではないかとか、自治自立といっているものから、まさに共同化とか、連携とか、私どもは関西広域連合をつくったが、そうした中で新しい公共のあり方みたいなものを、もう一回つくり直さなければいけないのではないかとというようなところに落ち込んでくると、分権とか自治とは何だろうということについて入ってきてしまう。それに対して、新しい時代における本当の自治行政や自治体のあり方とは一体何なんだろうかということ、やはり根本的に問わなければいけないと思う。
- ・合区の問題も、本来であれば国と地方の意見の調整をしていく機関というものはどこか。国と地方の協議の場ができたというのは、私は今、形骸化していると言われる方もいるが、実際に出ている人間からすると、この協議が背景にある重さというのが、大変無言の圧迫に私はなっていると思っていて、これはすごくいい制度だと、今の状態でも思っている。これは大変大きな役割を私は果たしていると思っている。
- ・参議院と衆議院ではなぜ衆議院が優越なのか。1票の格差がなければ参議院と衆議院の間にどうして国民主権の間で差をつけられなければいけないのか。そんなばかな話はないじゃないかと私は思うのだが、そうした中で人口だけに頼った意見というものが出てきたときに、本当に分権とか自治の国との調整機能は極端に弱まったり、薄れてしまうのではないかと。

- ・この問題も都道府県によって自治と国政との間を峻別すべきという方もいらっしゃる。峻別する以上は、こういう都道府県代表はおかしいという方もいらっしゃるが、実際問題として合区が出てきたときに、国・地方のバランスを大きく崩すものだとしか私には見えない。
- ・今まで国と地方というものが、ある面では共にバランスをとってこの国はやってきた。だから、機関委任事務は何十年もの間、最終的な対立には至らなかった。最終的な対立に至らないまま、機関委任事務廃止ができたのである。今、機関委任事務をもし廃止しようとすると、もしかすると今のこの状況では国のほうは強烈に抵抗したかもしれない。
- ・だから、こうしたときに合区の問題も含めて、新しいものが出てくるということで、この研究会が、日本の未来を開いていただくぐらいの期待感を持って設立をお願いした。

〔大石座長〕

- ・ありがとう。それでは、ウェブでのご参加をいただいているが、富山県の石井知事が間もなくご退席予定だということで、先にご発言をいただければ幸いである。どうぞよろしくお願いする。

〔石井富山県知事〕

- ・石井である。途中で失礼するので、簡単に私の意見というか、ご紹介をさせていただきたい。
- ・まず、最初に山田知事が非常に今の地方分権の現状について、会長という重責を担っておられる立場から、いろいろと課題について述べられて、私もお支えする立場から、大変会長のお気持ちを痛いほどわかるなという気もしている。
- ・ただ、同時に、私はご存じの方も多かもしれないが、第一次分権のときに、地方分権推進委員会の事務局次長というのをやらせていただいて、あのころから考えると、権限の問題、機関委任事務の廃止の問題も含めて、かなり進んでいることも事実なので、ある程度進んだからこそ、ではここから先どうするのかということ、なかなか難しい問題が出てきているということかなと思っている。
- ・それからご紹介で申すと、山田会長にもご相談をして、この平井知事さん中心のこの地方分権の研究会と合わせて、私が一応、委員長を仰せつかっている地方税財政委員会で、お手元に資料6としてお配りしてあると思うのだが、新しい地方税源と地方税制を考える研究会というのを近々設置させていただこうと思っている。
- ・簡単にご紹介すると、設置目的としては、やはり地方は責任持って地方創生や人口減少対策を初めとした地方の増大する役割に対応するために、いろいろ権限移譲とか、そういうことももちろん大事だけれども、やはり地方分権を支える基盤は地方税だという原点にやっぱり立ち返って、地方税の充実のために幅広くしっかりした検討をすべきではないか。
- ・私自身の反省も含めて、やっぱり例えば地方創生の交付金をつくってくれとか、運用をもっと弾力化してくれとか、それから地方一般財源を確保してほしいとか、いろいろ知事会、どちらかというと税財源の話になると、国に対してやっぱりもっと自由になる一般財源をふやしてくれとか、あるいは地方創生なら交付金をたくさんくださいよとか。一方で、自主自立を言いながらも、国に対してはお金をどちらかというと頂戴という話にばかりちょっと力が入っている。
- ・もちろんそのことも大事なことのだけれども、また地方交付税制度みたいなものをしっ

かり守って、あるいは充実していくということも大事なのだが、やっぱり自前で、自分で地方税、地方の財源を確保するための努力をする、知恵を出す。また、ただ言いつ放しではなくて、みんな国がやってくれ、やってくれではなくて、その実現のために地方も汗をかくという面がないと、本当の意味での地方分権にならないのではないかという気持ちがあり、こういう研究会を山田会長にもご相談をして、ぜひやろうやということで進めるわけである。

- ・検討項目としては、例示的に上がっているけれども、例えば最近、国際観光ということについては、安倍内閣も大変力を入れておられて、我々もそれは必要なことだと思っているのだが、訪日の外国人旅行者は非常に増えてきている。あるいは環境問題などもある。それからIT社会の推進で、例えばスマホなんかはすごく使う人が多くなっている。外国人の例でいえば、そのために地方も相当財政支出をしているから、受益と負担の関係で外国人だけではないけれども、そういった旅行者に一定の負担をしてもらってもいいのではないか。現に、法定外税で自主的に宿泊税なんかも取っていらっしゃる東京都さん、大阪府さんなんかもやっておられるけれども、そういったことも含めて知事会として真剣に考えてはどうか。
- ・それからこの環境負荷軽減とか、循環型社会実現ということも、例えば北ヨーロッパあたりだと、税制で例えば最終処分、あらゆる廃棄物量に応じて税をかける。一方でリサイクルなんかで努力をすれば、その税金を一部返すといったようなこともやっている国があったり、それからIT社会で皆さんご承知のとおりで、最近私も東京に出向くと地方ですらそうだが、大変交通機関の中で寸暇を惜しんでスマホを一生懸命操作している方がたくさんいらっしゃる。こういうものは、一定の担税力を認めて、地方税源にできないかとか、いろいろな問題意識があると思った。
- ・そういうことをこの研究会でしっかり議論して、一方で平井知事の研究会、先生方きょうお集まりだけでも、議論の推移も見ながら、うまくかみ合うところはかみ合わせていきたい。そういうこともあって、平井知事の研究会のメンバーでいらっしゃる井手先生と日経新聞の谷委員さんには、私どもの税財政のほうの委員にもなっていただく。こんなふうになっている。
- ・あともう一点、権限の問題について、もう退席するので、ちょっとだけ申すと、これから地方分権改革を進めるのに、多分先生方は議論されるんだと思うが、今まではいろいろな地方の実情からして、例えば保育士の配置基準はこうあるべきではないかとか、あるいは農地の転用はこうであるべきではないかとかいうことで前進もあったわけだけれども、これからはそういう個別のアプローチで、ニーズの高いものはやっていくのがいいのか、あるいは憲法改正等の議論とも絡むけれども、今、非常に法律の規律密度が高くて、政省令まで入れるともうあらゆることが法令で定まっている。
- ・だから地方が現場で自主的に判断・決定する余地が非常に狭くなっているようにも感じるもので、何かそういう、これは憲法など改正しなければ難しいのかもしれないが、法律の規律密度を下げるというのも議論してはあり得るのか。
- ・ただ、これをやるとちょっと危険なのは、その法令の規律密度を下げると、地方の自由度が高まる代わりに、ではその部分は地方交付税で財源保障するというのもう要らないよねと。必要なら地方が自分で財源見つけてやりなさいという議論につながる恐れがあるので、そういったことも含めて、どう考えるのかといったこともあろうかなと。平井知事の研究会でいろいろな議論をされる中で、こういうことも一つあるのかなと思っている。

- ・あと、さっき山田会長が、いろいろ課題はあるけれども、国と地方の協議の場というのを つくったのはやはり大きかったとおっしゃっているけれども、それは私もそういうふう に思っていて、もう少し、国と地方の協議の場、税財政問題とか、もう少し課題ごとに分科 会をつくるとか、あるいはこれはドイツのような連邦参議院のような問題も含めて、手続 論的などところで何か成果を出すかとか、いろいろな視点があろうかと思うので、ぜひ先生 方のご議論に大変私も期待しているので、よろしくお願ひしたいと思う。
- ・以上で、とりあえずの発言にさせていただく。どうもありがとう。

〔大石座長〕

- ・それでは、続いて、鳥取県の平井知事のほうからご発言はあるか。

〔平井鳥取県知事〕

- ・先ほどちょっと問題意識は申し上げたところだが、今、いろいろと山田会長、石井知事の ほうからもお話があった。この後、ぜひ先生方の活発なご議論をいただいて、また問題点 を明らかにしていければと思う。
- ・山田会長、いつになく今日は気合が入っていて、私も久しぶりに昔の山田会長の役所時代 の姿を思い起こしたわけだが、その気持ちがよくわかる。多分、先生方とちょっと私ども 行政の最前線にいる者とちょっと違いもあるかもしれないが、今のままではいけないとい うフラストレーションが実は現場にある。今日は多分、山田会長があそこまでおっしゃっ たということは、一つのタブーを破ってもいいということなんだろうと思う。
- ・私、率直に申し上げて、戦後の民主主義が今制度疲労にきているだろうと思う。一つの問 題設定をし、さっき合区のお話もあったけれども、合区についてはまた飯泉知事が今ご専 門に研究されておられるけれども、そうした課題などが生まれる時に、幾つかの本当に大 切なものがあると思う。それは住民や国民のための統治機構であるという視座である。こ のもとに、多分今憲法論議が始まるけれども、その憲法論議における地方と国との関係の 設定だとか、あと、大切なのは本来の国民であり、住民であるそういう主権者と、それか ら制度との関係だと思う。
- ・私はone for all、all for oneのお話があったけれども、様々な価値観の今変化が起きる 中で、私はこれタブーを恐れずに申し上げれば、国、県、市町村という、そういう枠組み がもっと壊れてもいいのではないかという気が、最近、最前線ではしているわけである。
- ・先ほど私自身の今の本当に日々追われていて、明日も国土交通大臣が来られて、農林水産 省も来られて、災害の現場を見て議論しなければいけないのだけれども、それをやってい るところから思うと、県の職員、それから市町村の職員、国の職員がいる。これらが別々 の存在として切れてしまっているのだろうかということだ。
- ・例えば私どもも率直に認めるのは、TEC-FORCEのような存在というのが大事だと思う。 ああいうものがあると、災害時に例えば建物の判定だとか、人材としてできないところが できることになる。しかし、我々現場から見ると、国の内閣府の中だとか、霞が関に閉じ こもっている人たちには、絶対に災害の現場は見られない。
- ・それぞれのお年寄り、あるいは子どもたちがどういうふうに傷ついているのか。建物の壊 れ具合等々もある。文化財の問題が例えばある。文化財の白壁土蔵群とか今壊れているわ けだが、これ観光施設としても重要である。ただ、こういう文化財を修復しようと思うと、 非常に手間がかかる。国がある程度責任を持ってはくれるのだけれども、もっと責任を持

ってもらってもいいのだが、もっと地方側に移して手元でできて、あとはお金だけで措置をしてくれる、そういう具合にしたほうが余程早く物事が進むし、実態に沿ったものになる。

- ・そうすると、従来の文部科学省と地方のような関係がこのままでいいのだろうかということがあるわけだ。
- ・それは逆もあるかもしれない。市町村と県との区分けで言えば、これはもうちょっと市町村のほうに任せたいほうがいいのではないかと。あるいは私どものような非常に財政的に乏しい自治体になると、正直今回の災害対策もそうであるが、倉吉市というところが今回被災してしまい、発災当初入れなくなった。それで災害対策本部を設けようとしたところに設けられない。その代わり防災センターという消防との関連施設に設けるというBCPがあった。しかし、残念ながらそこには災害用の連絡システムが十分ではなかった。30分か1時間後に市長と私で直接相談したが、災害対策本部はこの際、県に置いたらどうか。県庁の出先機関であるが、そちらにお引き受けし、県と市が共同で災害対策本部を運用するようなことをやった。
- ・これはもしかすると政府のほうからすると禁じ手かもしれないが、その方が余程上手くいったということも経験させていただいた。
- ・現在社会はどんどん動いているわけであり、どういうふうにしたら、つまり最適な組合せとして、市町村と県と国という存在があり、職員のことも含めてどういう組合せで最適に動かして、どこに意思決定の権限を与え、それを財政的にどういうふうに補填するかというシステムが上手にできれば、私はもっと効率がよく住民サービスに資するものができるのではないと思う。いわばハイブリッド型のものであろうと思う。
- ・また、今の憲法秩序にも余り表れてないのが、官僚組織というビューロクラシーの問題である。このビューロクラシーとの関係、それが結局は権限争いの問題に最終的にはなって、つまらない地方分権論議になりかねないところであるが、もっと大上段で、例えば政治、すなわち意思決定すべきもの同士が組んで、国の職員だろうが県の職員だろうがみんな合同で働かせるということがあっても本来はいいのかもしれない。
- ・会長の哲学的なお話で咀嚼しきれているかどうかあるが、従来の枠を飛び越えたような分権の議論、政府制度論がなければならぬ時代に入った。それができなければ今の貧困の連鎖を断ち切ることは多分できないと思う。中山間地の問題を解決することはできないと思う。本当の意味の経済成長を政府と地方とが共同でやっていくことにはならないのではないと思う。
- ・そういう際に大切なのは、私は地方それぞれに意思決定できる単位の大きさは1つあると思っている。
- ・先ほど、ハインリヒ・ハイネの言葉で課題を解決するということを申し上げたが、ドイツの古典的な都市国家があった。そのときの代表選手はゲーテだと思っている。ゲーテは当時の都市国家を称賛している。文化のための芸術のホールがある。美術館がある。それがどこにでもあって、そういう文化を享受できるのは都市国家、地方自治が発達しているからだ。それぞれの地域にそういうものを自分たちのイニシアチブの中でやっていく。それがドイツの豊かさの源泉だということを言っている。
- ・その姿というのは、今も妥当だと思う。大きな自治体、大きな意思決定機関になるほど住民から遠ざかってしまって、本当にそれを住民がコントロールできなくなる、リバイアサンになってくる。

- ・ そうであれば、もっと住民がコントロールできる、例えばせいぜい100万とかあるいは30万とか10万とかというような単位、ここのレベルで意思決定をしなければいけないのではないかと思っている。それがさっきの民主主義の合区論のデモクラシーの姿とも関わってくると思う。
- ・ そういうように、1つには何のための統治機構かと言えば、これは勝手にやらせるための統治機構ではなくて、住民のコントロールの中で、よりベターな意思決定をしていく。ローカルオプティマム、選択を地方でやっていける、そういう姿を希求するべきではないかと思う。
- ・ どちらかという、サブシディアリティの原則、補完性の原則といわれるような古典的というか今の通説的な自治論が当てはまるわけである。EUのやっているような地方自治改革、そうしたものをもっと日本に導入して、それで地方に自由度を持たせて、そこに財源的な補償をどういうふうに与えるのか。また、国全体でないとできないような人材の確保、視点の提供、そうしたところプラス外交防衛、これを国がやっていくというようなことがあっていいのではないかと思うわけである。大きな主体であれば、いい仕事ができるとは限らない。
- ・ 私どもも実は水産市場をつくっている。自慢ではないが185億程度であるが、私どもの場合は船も止まれるし、そこにトラックヤードもあり、衛生的に最高な施設をつくろうとしている。
- ・ ただ、残念ながらうちの今つくっている水産市場には地下室がないというだけである。5,800億をかけてやる。それがあある一定の官僚組織の細かい意思決定だけで決まってしまうというのを放置していいのかということである。やはり地方自治の本来の姿である住民の関心のもとに自ら参画して決めるということがなければならない。
- ・ 鳥取県の場合、そこは水産市場の計画づくりに地元の水産業者や漁業者も参画してやっていて、彼らも図面を見ながらやっているわけである。これが当たり前自治の姿ではないか、分権の姿ではないかと思う。
- ・ そういうデモクラシーの視点というのも一つ重要な視点としてあるのではないか。そこを組み合わせれば、一つの新しい分権論の姿が見えてくるのではないかと、山田会長のお話をお伺いしながら考えたところである。

〔大石座長〕

- ・ それでは、最後になったが、徳島県の飯泉知事のほうからお願いしたい。

〔飯泉徳島県知事〕

- ・ 先ほど、山田会長のほうから、平井知事さんからもあったが、ひさかたぶりのというお話があったが、我々は日ごろからいつももっと尖った結論、議論をと言われているわけである。そのバックボーンの片鱗を見せていただいたかと思ったところである。
- ・ そこで山田会長から提起があった地方分権改革の今のあり方、あるいは自治省から総務省に変わったことによって、その旗振り役という立場が変遷したのではないかという点について私なりの考えを申し上げたいと思う。
- ・ 山田会長からもご指摘があった、平成16年の新潟での全国知事会、このとき我々は闘う知事会を掲げた。補助金をくれというのではなく、その一般財源化、いわば補助金はいらぬ。これを一般財源化をしてくれることにより、同時に権限移譲も受けようという話だ

った。

- ・そして、見事に3兆円が一般財源化をされたわけであるが、しかしまさかの第3の矢が隠れていた。5.1兆円、交付税をばっさり切られてしまった。実はこれにより、一気に、特に都道府県において、ましてや市町村においては財政面において格差が広がってしまった。
- ・当然のことながら、それはさまざまな事業における格差、地方分権改革の名のもとに行ってきたこの三位一体改革、これは大きな敗北感が地方側に実は芽生えた。その一番の根本何か、地方分権改革ではないか。もうそんなものはやらないでいい。恐らくこうした思いを持った市町村が非常に多かったのではないか。このように思う。
- ・またもう一つ、そうした旗振りである自治省が総務省になり、平成13年1月にこれが変わったわけであるが、我々は実は恐らく総務省になったら、総務省はきっと変遷する。それもそのはずで、例えば公務員制度、これに対しては国、地方、一気通貫で持つ、いわゆる役所の中の役所になってしまう、その役所の中の役所は、地方のためにという形で、果たして動くのだろうか。
- ・恐らく国の国家機関としてどう地方を扱っていくのか。こうした形になるということで、当然のことながらその旗振り役としての色が薄くなるどころか、全くなくなるという形になってくる。そのとおりに今なってきたということになるのではないかと思う。
- ・そこで、この一番の原因は何か。やはり我々はこれ憲法にある。特に、地方自治、これを巡る住民自治と国民主権のあり方にその大きな課題があるのではないかということで、山田会長のご示唆により、総合戦略・政権評価特別委員会において、合区問題を契機としてこの地方自治のあり方、また住民自治の中で先ほど大きな課題としてということで、基地問題、これを初めとする沖縄への対応、またさらにはこの合区問題。その処方箋を出すようにということで、このたびの福岡での全国知事会において、その一定の処方箋、これをお示ししたところである。
- ・では、一体、憲法上、何が問題であるのか。憲法の専門家の先生方、大石座長さんを初めおられるわけであるが、やはり地方自治、この章が92条から95条まで、たったの4条しかない。しかもこの中で、地方自治の本旨という言葉が余りにも曖昧すぎるということで、多くのやはり疑念を生んでいるのではないか。
- ・もちろん戦後この憲法がつくられた中で、アメリカが地方自治は民主主義の学校である。でも、日本は帝国主義から変わったばかりなので、やはりかなりの年数をかけて地方自治を育み、そしてそれが成熟をしたときに民主主義国家になるのではないか。このときにこの地方自治の章については改正をすればいいのではないか。こうしたものがそのシステムの中に盛り込まれていた。我々としてもそう理解をしているところである。まさにこの住民自治のあり方が今大きく問われるということであれば、まさにこの地方自治の章のあり方を変える絶好の機会に来たのではないかと思う。
- ・我々にとっては合区問題を契機とするまさにピンチを一大のチャンスに切り換える。つまり国民の皆さん方がこの4条、特に92条について大きな疑念を持ち始める。もっとこのあたりについてはっきりするべきではないか。そして、国民主権から住民自治へという形で、つまり従来の解釈のように、国が国民から全ての権限、権能を与えられて、それを地方に分与する。こうした形から、いやいや、国民イコール住民であるわけであるので、国政に対してはもちろん国に。そして、地方行政に対しては住民の立場で我々地方自治体に対して直接その権能を付与していただいている。それが証拠に我々首長と言われる者は直接選挙を住民の皆さんから受ける。議員の皆さん方はもちろん直接受け、そして議員とい

う形で車の両輪になっている。

- ・しかし、国においてはそうではなくて議院内閣制ということで、その中で役割分担していく。そして、内閣と立法府をつくるという形をとっていることからしても、一律だということはやはりおかしいのではないか。やはり制度的にここは国民主権の部分と住民自治をこの際きっちり分けていく、こうすることにより先ほど山田会長が奇しくも問題提起をいただいた基地問題、合区問題、さらには個人のあり方としての中立から共生の問題。
- ・また自治体として自治、自立から共同という、新しい形にどう変えていくのか。こうした点についてまさに新しい価値観を生んでいく絶好の機会が来たのではないか。その意味で大きなヒントとなるのが実は国と地方の協議の場が先に出たということである。
- ・本来はこれは国民主権、住民自治、このあり方を整理した後で、国と地方が対等の立場に立ち、そしてそれぞれの課題についてお互いが発議して、そして対等の立場で協議をする中で結論を見出ししていく。本来はこうあるべきであるわけであるが、国と地方協議の場が先に出てしまった。
- ・もちろんこの点についてはまだまだ足りない部分がある。それは大きく言って2つ。地方の側からの発議ができない。また、事細かに分科会がないものだから、国から提案されたものを我々は受けるという受け身の体制でしかないという点に大きな課題があるところであった。
- ・ぜひ我々としては、こうしたものをもちろん憲法において、この住民自治のあり方をしっかりと憲法改正というものもしっかりと視野に入れる中で、そして今日も札幌と東京の高裁で違憲状態、あるいは合憲というのがちょうど分かれ、合憲が5、そして違憲状態が9、あと残りが2となったところでもある。
- ・まさに我々としてはこの合区問題を大きな課題する中で、この4条のあり方についてもしっかりとこの機会に処方箋を国民の皆さんにわかりやすく定義するとともに、立法府の皆さんにもしっかりと働きかけをかけていく。なんといっても残された年数は周知期間を考えると2年を切ったところ、31年の次の参議院選挙までに根本的な抜本的な改革、これを見なければいけないということであるので、我々としてもしっかりと対応するとともに、ぜひ今回の平井知事の研究会の中で、その処方箋、あり方についてもぜひお出しいただくことを心からご期待申し上げたいと思う。

〔大石座長〕

- ・以上、各府県の知事の方々から大変熱い思いを披露していただいた。
- ・そこで、各委員の発言をいただきたいが、テーブルの左のほうからということで順番にお願いしたいと思う。
- ・谷委員、今の各知事のご発言をお聞きになったり、あるいはその他のことでご意見、ご感想等があればお願いしたい。

〔谷委員〕

- ・日経新聞の谷である。
- ・今、知事さんがお話しなされたことは、かなりいろいろな話が入っていると思うので、まずは分権の話に関して、4点お話しさせていただく。
- ・山田さんは帰ってしまったと思うが、私自身、口はよくないタイプなので、ちょっと思っていることをストレートに4点話させていただく。

- ・まず、こういう研究会を立ち上げることはとてもいいことだと思っているが、僕がずっと引っかかっているのは、今後の分権の展望をするならば、やはり地方団体としてこれまでの取組をもっとちゃんと総括しなければいけない。いろいろな首長さんに会うと、皆さん違うことをおっしゃる。分権という言葉に求めることはかなり幅がある。多分、47人の知事さんでもかなり違うのではないかと思う。
- ・一応、政府は2年前ご存じのとおり、地方分権改革の有識者会議でまさしく総括する展望というペーパーをつくって、その後提案募集方式をやっているわけけれども、地方六団体というのは、今日、山田さんが最初にそういう思いみたいなものを最初に話されたけれども、全然取りまとめていない。これまで知事会は何を求め、そのうち何が実現し、何ができなくて、さらにはなぜできなかったのか。というものをしっかりまとめないと、座長がおっしゃったこれからの展望は難しいのではないかとまず思う。
- ・そして、総括する上で、僕は手がかりになると思っているのが、今日持ってきたが、ちょうど10年前にこの知事会が新地方分権構想検討委員会を平成18年11月、まさに10年前であるが、六団体でつくって、二次分権に向けた一種戦略みたいなものをまとめている。
- ・これを見ると、先ほど来出ている、国と地方の協議の場のように、実現しているものもあれば、国と地方の税源配分を5対5にしるとか、国の地方支分部局、いわゆる国の出先機関を整理しるとか、あとは地方分権型の道州制を目指せとか、実現しないもの、もしくは検討すらされてないものもたくさんある。
- ・多分、今はもう若い知事さんなんか、こういうものを昔検討したということも知らない。ちょっと立ち位置を確認したほうがいいと思う。
- ・同じ意味で申し上げたいのは、今日、分権に関するこのペーパーで、歴史が配られたが、総務省とか内閣府が出すペーパーならこれでいいが、知事会がつくるペーパーの場合にはこれでは駄目で、何が言いたいかというと、これは政府がやったことだけ書いてある。
- ・例えば、先ほど来、飯泉知事、山田知事からいろいろあったが、新潟会議とかこれまで地方団体がやってきたこと。そういうものも含めて歴史にしないと、特に若い記者なんか何もわからなくなってしまふ。そういう部分をまずやってほしいというのがある。
- ・3番目は、私自身の時代認識であるが、先ほど今後の検討の進め方（案）を見ていて、一番最初に20年を超える類似の取組により地方分権改革は着実に進展と書いてあるが、確かに大きく言えば進展しているが、僕の認識は全く違い、もう地方分権改革の時代はとっくに終わっている。
- ・強いて言うならば、今の時代を一言で言うならば、ソフトな中央集権の時代。ソフトというのは、要は2000年に分権一括法ができる以前、機関委任事務があった時代はハードが中央集権体制だったと思う。
- ・そして、今、安倍政権がやっている地方創生というのは、まさにソフトな中央集権体制の産物である。個々の自治体ごとに戦略をつくって、それを国が側面支援するというのはいい。自治体の創意工夫を活かすというのもいい。
- ・しかし、地方創生に関する政策的な仕組みというのは基本的に全て制度がつくっていて、財政支援も含めて、ソフトな中央集権体制の中での試みになる。
- ・あえて言わせていただければ、かつてこういうハードな中央集権体制から分権改革が始まって、20年ぐらい前に我々がよく使っていたのは、分権型社会を構築するという言い方をしていたが、その言葉で進んできたが、今は分権が進展しているところか、時代として逆戻りしているというのが私の認識である。

- ・ 1例をあげれば、規制改革でまさに徳島県は現場の規制改革会議をつくって、とてもいい試みだと思うが、政府の規制改革会議で、例えば床屋の広さを要綱ごとに変えているのはけしからんというので、国が統一基準を出すみたいな話があった。昔、ああいう話が出てこない。今全体が中央集権のほうに戻ってきている。そういうちょっと認識がないと駄目なのではないか。
- ・ 最後に、4番目は、私はメディアにいる人間なので、メディアで地方分権というものがどれだけ取り上げられているか、僕はよくメディア露出度と言っているが、全国五紙とNHK、6つの媒体で地方分権、あとは民主党政権時代は地域主権という言葉を使っていたので、地方分権、地域主権という言葉が入っている記事が1カ月間に何本掲載されているかというのを別に私は暇ではないが、20年さかのぼって調べた。
- ・ 大体、毎年2,000本から3,000本くらい載っている。ときどき上ぶれして5,000本くらい載ることがある。例えば、2000年の分権一括法ができたとき、2003年の三位一体改革、あとは2009年に民主党政権ができたときは5,000本くらいの記事が載っている。
- ・ そして、最近どうなっているのか。13年ぐらいから思いっきりダウントレンドに入って、14年は955本、1,000本の大台を初めて割り、15年は679本、今年はまだあと2カ月あるが370本。ちなみに370本のうち7本は私が書いている。
- ・ 今、形として政府の地方分権改革有識者会議があるが、僕は調べてびっくりしたが、政府の会議、今年それについて書いている記事は3本である。そのうち1本は私が書いている。多分、来年、私が書かなかつたらゼロになるかもしれない。そういう状況である。
- ・ 900本、600本、300本来ていたので、あと2年ぐらいたつと新聞紙上から地方分権という言葉は消える。
- ・ なぜそうなのかというのは、2つ理由がある。1つは報道に値するような話題がない。もう一つは、今日ここにもたくさん記者の方々がいると思うが、記事を書ける記者も減っている。
- ・ こんなことを言うと、お前、何者なんだと言われるが、多分、今、地方分権についてまとまった原稿を書けと言われて、それを書ける記者は多分地方紙にはいると思うが、東京にいる記者は10人もいない。朝日の誰々とか毎日の誰々とか、5人、指が折れないような状況になっている。さらにあと5、6年たつと、私も含めて壊滅する。もう誰も地方分権をやるべきだということを書ける記者がいなくなる。
- ・ 地方分権という言葉そのものが、もう歴史というか過去の遺物になる。なので、先ほど言った、地方分権改革は着実に進展しているみたいな、ちょっと甘い認識のもとに考えてしまうと、まずいのではないかとということを申し上げさせていただいた。

〔大石座長〕

- ・ それでは、諏訪委員のほうからお願いします。

〔諏訪委員〕

- ・ 知事会きっての理論派でおしゃべりの4人がしゃべった後、いかにして話を紡ごうかと思っていたが、メディアきっての論理派の人もいて、これはえらいことになったなと思いつながら聞いていた。
- ・ 私は、地方分権は進んでいるかいらないか、これは皆さん、知事は当事者なので進んでいると言わないとカッコつかないのと言うが、これをちょっと翻って考えて、本当に住民の方

にとって満足度が上がっている地方の政治ができてきているのか、分権ができてきているのか、こういった視点でちょっと4点ほど、なぜ満足度が上らないのかということを考えていきたいと思う。

- ・まず、1つ目が、やはり時代の背景というのがあると思う。これは、2008年のリーマンショックとか、その後の景気の急速な変化、悪化。それから、非正規労働の増大。あるいは地方での人口の急速な減少、経済の疲弊。それから、東京一極集中の進展。こういったものが地方に直撃している形になっている。
- ・例えば、大変なことがあったときは、地方の印象はすごく悪くなる。これは例えば2011年の東日本大震災とそれから東京電力福島第一原発の事故があったときに、当時の民主党政権がいかにがっかりな存在であるかということになってしまったが、これは第一原発の事故のおかげで必要以上に民主党政権、政権交代のがっかり感が出てきたので、それと同じように時代の流れというものが地方にマイナスに吹いている。だから、住民の自治が強化された、いろいろなことがされていたとしても、それが満足度につながってこないという時代の流れが大きな問題だと思う
- ・ということで、いくら権限を得たからといっても、人口の減少、あるいは集落の消滅、社会保障費の増大という目の前の事象の後片付けというものを地方の自治体が追われてしまうことにより何もできない。独自のことがなかなかできない状況になっているということがあると思う。
- ・それから、先ほど谷さんがおっしゃっていた、安倍政権の登場である。安倍政権というのは、やはりこれは地方分権というよりは中央集権、あるいは経済一辺倒、富国強兵の政権で、政権が出して、成功の裏づけもないような地方創生とか、中央省庁の移転、こういったものを地方に宿題として出されて、この宿題をこなすだけでヒーヒー言っている。
- ・徳島県とか一部うまくもぐり込んだところもあるが、やはりそういった地方がそれぞれのをコントロールする形で地方に出して、その宿題をさせられることで今の地方のほうに反対に疲れてしまっているのではないかと。そういった面もあると思う。それが1つ目の理由である。
- ・もう一つの考え方は、皆さんは地方分権が進んで財源ももらったと言っているが、本当に権限に値するだけの予算を地方自治体は得ているのか。これは是非皆さんにご意見を聞きたい。検証していただきたいと思う。
- ・つまり権限はこっちにももらった。結局は国からの機関委任事務でありという形、あるいは国からやれと言われた形で、実際には自由度のあるお金は、皆さんの3割自治等が変わってきていると思うが、皆さんの自由度のお金の中の大きな部分はやはり国の仕事をしなければということで、そっちに取られていると思う。本当に皆さんの発想で、政策的に使えるお金がどれだけあるのかというのが1つあると思う
- ・あるいは、国のほうにどうしても頭を下げてしまう、お金を頂戴と言ってしまうということがあるように、やはり権限はもらっているけれども、結局国の予算、あるいは補助金、新しいことに対する交付金をもらわないと、地方が新しいことができないというような、権限をもらっているけれども金で縛られているという、こういう悲しい状況に多分陥っていると思うので、ここは上手に分析して、だからこれぐらいのお金が必要ではないかというような提案の仕方があるのではないかとと思う。
- ・それから、三つ目、四つ目はちょっと視点が違って、やはり政治家の質の問題というものがあると思う。今、出てきている首長さんがどうだこうだということは一切なく、本当に

詳しく過ぎて困るのであるが、例えば地方自治の首長であるということを一つのステップアップ、あるいはステッピングストーンと考えて、その後どんどん偉くなっていくという知事が大分あらわれてきている。

- ・例えば宮崎県知事を務めた東国原英夫さんとか、あるいは大阪府知事とか市長を歴任した橋下徹さん、こういう方がいらっしゃると思う。彼らはその後、国政への、例えば東国原さんは自民党の総裁にまでなろうというような雰囲気まで一時期出したりとか、橋下さんにしても地域政党をつくった後、国の政党をつくったりと、そういった形で、地方の首長でありながら、違うことにどんどん精を出している。
- ・そういった人たちが自分たちの官僚のこと、あるいは地域のことをとても悪く言ったり、あるいは自分たちの成果が実力以上に上がっているようなことを言ったりして、いろいろ問題を起こしていると思う。
- ・であるから、東国原さんの場合であると、最初は裏金があるなら全部出せみたいな言い方をして、地方自治がもう裏金だらけのような印象を与えたりというようなことであったり、それから橋下さんの場合であると、地方の官僚というのは政治家の言うことを全く聞かないと、知事の言うことは刃向かってばかりだという、悪いやつばかり、できそこないばかりおるみたいな印象を与えると。
- ・こういった印象を与えるということがどんどん起こってきて、あげくの果ては自分が政党をつくったために、地方議会そのものが維新と自民みたいな対立の構造をつくっていると、あるいは国の政治に進出することによって、国の対立をそのまま地方議会に持ってきてしまっているという形になっているわけである。
- ・であるから、こういった首長が出てきて、そういった首長が、意図的なのか、あるいは本能的なのか、マイナスイメージを発信し続けるということは、やはり地方の住民にとっては満足感を得られないような状況になってきているのではないかと思う。
- ・先ほども市場の話があったが、例えば小池百合子知事にしても、確かに東京都政は問題があるとは思いますが、盛り土の問題、うそをついていたりとか、そういうのは大きな問題ではあるが、ここまで都の官僚が本当に何もしないような印象を与えるような言説ばかりを出すのは、いかがなものだろうか。
- ・小池知事はその後、人気を高めて、それから政治塾「希望の塾」を立ち上げ、3,000人も集めているが、その反面、やはり窓口にいる都の職員たちは、住民の間から、あなたたちは本当に仕事をしないのね、うそばかり言うんですねという目にさらされながら、これから仕事をしていくということになれば、やはりこれは地方の住民の満足度を上げるということにはかなりマイナスになると。
- ・であるから、首長になる方々というのは、それぞれいろいろな考え方をお持ちであったとしても、やはり地方自治の首長であるのであれば、やはり地方の住民の満足度を上げるために、官僚と住民の間をどうつないでいくのかというようなことも真面目に考えるような首長ができるだけ出てくるようにしてほしいと。これはどういう形で議論できるかわからないが、そういった問題点もあると思う。
- ・それから、今、原発とか沖縄の問題が出てきたが、例えば新潟知事選で米山隆一さんが勝ったり、鹿児島県知事選で三反園訓さんが勝ったりというようなことがあった。これは、選挙のそのときの票の出方、動きを見ると、どう見ても、やはり原発の再稼働の是非を問う住民投票の様相と言わざるを得ないと思う。
- ・そういった住民投票に、地方の首長選になってしまうということが正しいのかどうか。こ

れは学問的にはいろいろあると思うが、現実的にはそうなってしまっている。それが、なぜそういうことが起きるかという、やはり国の怠慢である。国の行政が、国家が本来は再稼働をするのかどうか。国が、安倍政権がしたいのであれば、本当に国民の合意形成をとる形での議論を積み重ねていけば、こういった地方の住民投票的な知事選は起きないと思う。

- ・であるから、そういった国と首長の役割というのは、もう一度ここで、地方の首長の役割というのはもう一度明快にした上で、やはり地方側としては、そういった原発とか基地の問題というのは国に強く迫るべき、どうすべきかということをもうちょっと迫っていくような論調が必要ではないかと考える。
- ・最後の問題点として、地方議会の問題である。きょうは富山県の知事もいらしていたが、そのお膝元、富山市議会ではもう12人もやめ、補選までしてしまうという形になっている。
- ・地方議会というものは、二元代表制という言い方をするが、現実的には強い首長性、強い首長のチェック役ということでもあるが、そういった軽い仕事でありながら、やはり議員の成り手がない。あるいは議員になって、議員の仕事をちゃんとできるだけノウハウもない。あるいは、最終的には自分の会派を通じてもらった政務活動費をどううまく使い切るのか、そこに能力を発揮してしまう議員までいるということである。
- ・であるから、そういった議員と、それから県の場合だと県の官僚たちが、いかになれ合いをしながら行政をやっているのか。
- ・遠い昔、片山善博知事などが、八百長と学芸会ということ、北海道の道議会のことをそうおっしゃったことがあったが、全てにおいては予定調和の中で自治をやっていくと、あるいは議会の中だけでも予定調和の中で物事を進めていくというのは、それは住民の満足度を下げるような方向に出してしまうのではないかと思う。
- ・これと同様に、皆さんの知事にお伺いすると、皆さんは自治の、県の職員は優秀であると皆さんおっしゃるが、胸に手を当てたときに、本当に優秀だろうかともう一度考え直して、あるいは優秀にするためのちゃんとした教育をできているのかということも、ぜひ考え直していただきたい。
- ・つまり、第四の満足度が低いというのは、やはり優秀な人が、知事はかなり優秀な人がなっているからであろうが、優秀な人が議会の議員になる、それから地方の職員になる、その方々を優秀に育てるようなシステムを上手に地方自治の中に内包させていくと、そういったことがないと、なかなか地方自治の満足度は上がらないかと思う。
- ・これが私のところで挙げる四つの観点ということであるが、あと、その後ちょっと議論が出てきていたが、小規模多機能自治とか、それから行政、新たな地方自治のあり方というような議論がちょっと出てまいったが、私としては小規模多機能自治、それから公務員に頼らない新しい地方の公共のあり方、それと、都道府縣市町村の枠を超えた緩やかな行政体のようなもの。流域の協議体とか、一定程度の権限を持つものを、いろいろな形で重ねあわせていく中で、地方の生活をいかに維持していくかというような形に、地方分権というか、地方の行政のあり方を変えていけばいいかなと考えている。

〔大石座長〕

- ・ありがとう。
- ・では、次に大屋委員、いかがか。

〔大屋委員〕

- ・大屋である。これまでマスメディアの方であったので、ここからいきなり浮世離れした話が始まるのであるが、私の専門は法哲学ということをしており、何をやっているかわからないがお前の学問は何の役に立つんだとよく聞かれる。憲法を変えるときぐらいしか役に立たないのだという逃げ口上を常に使っているのだが、きょうはそういう話っぽいのでよかったと思っている。
- ・4点ほど、ちょっとお話をさせていただきたい。
- ・一つは、これは山田知事が未来を切り開くような話をとおっしゃった後に、これを言うのは非常に恐縮なのだが、私自身は、地方自治というのは今後さらに重要性を増していくと思っている。それはなぜかというと、移民という言葉がちらりと出たが、その手を使わないと仮定すると、日本の人口はシュリンクに入り、経済規模もシュリンクしていきだろうと。そうすると、これまでのように人口とか経済が広がっていくことを前提として、そこで得られる恵沢をいかに平等に分配していくかという政策課題から、負の分配にシフトするだろうと思うわけである。
- ・例えば国の財政規模の話で、国政のほうで言うと、現在の福祉水準を維持するだけで年間5,000億ずつ予算がふえていくのだと。安倍政権が掲げておられる経済成長路線がうまくいったとして、しかし、その5,000億増ということ踏まえて、財政破綻を避けようとすれば、ほかのところをどんどん切り詰めるしかないのだみたいな話をしている状況なわけである。
- ・正の分配の場合は、言い方は悪いが多少の不都合や不公正があっても、何ということはない。つまり、次の回で盛り返せばいいわけであるし、多少そのボーナスが思ったより出なかったとあって、首をつる羽目になる人はいないわけである。ところが、負の分配ということになると、これまでもらえていたものがもらえなくなる。これまでやれていたことがやれなくなるということであるから、これは状況を考えて適切に分配をしないと、その命綱を切られるという人が出てくることになるわけである。
- ・こう考えると、この負の分配というのは、現場の状況に合わせて、地方、地方の状況に合わせて適切に行われないと、極めて深刻な影響をもたらすことになるわけであるし、要するに負の結果、これまでできていたことができなくなるということに、例えばサービスの対象である住民の方々の合意が、受けとめられなければ、やれないことになっていくだろうと。この意味で、地方自治というものの意義、地方における合意形成の意義というのは、今後さらに重くなっていくだろうと考えておるとするのが1点である。
- ・その際に、それを前提とすると、やはり行政の地方自治の立ち位置というものもちょっと再考する必要があるという点において、これは山田知事と同感なところがあり、これまでの我々の民主制というのは、人々の価値は多元的で多様であるということをして前提にして、そこで価値中立を行政が標榜するというところを、一步離れて控え目に行く、控え目な立場にとどまるというふうな理解してきたところが非常に大きいと思う。
- ・これは一般的な人々の見方とは異なるところもあるかもしれないが、日本の行政の特徴というのは、実は控え目で弱いということであり、決して一つの強い価値観をいきなり強制してきたり、強権を振るって実現したりしない。決してとまでは言えないが、なかなかやらない、めったにやらない。そういうことだったわけである。
- ・しかし、これも先ほど言ったような自治の目的、あるいは行政の目的の転換ということをして

考えるならば、そのように一步離れて中立的なところでという状況で問題解決が成功し続けるとは、ちょっと考えにくいわけであり、例えばの話であるが、経済規模、人口規模を維持することを必要だと考えるので、自分は結婚したくありません、子供を産みたくありませんみたいな意思の自由を維持することはできないですよという方向性を持っていくのか、あるいは、やはりその生殖の自己決定ということは非常に重要なので、シュリンクする、ついでに負の分配を受け入れますという方向に行くのか。この選択は価値観よりかなり深いところまでコミットしないとできないことになるはずだと思う。

- ・この状況と、しかし、我々はできるだけ人々の選択の自由を守りたいのだということを両立させるための方法としては、多様化というのが一つの選択肢である。つまり、個々の自治体とか、そういったレベルで見ると、ある一定の価値観にやや今よりは深くコミットするのだが、さまざまな自治体がさまざまに多様な試みをやるので、言い方は悪いが、嫌だったらほかのところに行ってくださいと、ある価値観に同意できる人たちが一つの自治体をつくっていきこうという考え方に転換するというものだろうと思う。
- ・アメリカ初期における植民地というのは、ある意味こういうものであって、それぞれの植民地が異なる構成原理を用いて、社会を動かすという実験をやろうとしたわけである。このような価値中立性を多様性として実現するという方向性を真剣に考える必要があるだろうというのが第2点である。
- ・第3点であるが、しかし、それをやった場合には、例えば幾つかの自治体がそれぞればらばらなことをやってみて、どういう社会ができるかなというのを試してみるわけであるが、その結果どうなったのだということをきちんとサムアップしないといけない。試行錯誤の結果を巻き戻して、取りまとめて、こういうことをやったらこういう結果が出た、こういう選択はこういう結果を生む。さて、次の時代に皆さんはどうするのかということを、問いかけなければいけないだろう。谷委員がおっしゃった、これまでの取り組みの総括ということも重なってくるのであるが、やった方がいいがどうなったんだという話への反省がない限り、このようなシステムは動かないだろうと思う。
- ・もう一つ、実は重要なのは、各自治体の実現力である。実現力というか、能力である。何をやりたいと言ったときに、それができるかという能力の問題。
- ・私は地方自治体職員の能力がということを言っているわけではなくて、これは大きく2点のことを意味している。一つは、これは繰り返し、富山県知事からもご指摘があったが財源の問題、あるいは諏訪委員からもご指摘があった、権限の中身の問題で、建前としての権限は移ったが、それを実現するための予算がついてないということがないのかと、その点への配慮が必ず必要であるということの一つである。
- ・もう一つは執行力であり、要するに一定の行政決定が行われたときに、それを場合によっては強制的に抵抗を排除して実現するための能力、制度、仕組みというものを、自治体が持っており実効的に行えるかということである。
- ・これも先ほど申し上げたことだが、一般的な意味とは違うというところがあるかと思うが、日本の特に自治体の執行力は極めて弱いところがあり、例えばであるが、今、私、神奈川県に住民なのだが、神奈川県中心某駅の脇に出ている違法な屋台を撤去させるのに20年かかる。あるいは、建築基準法に違反した建物を、岡山市だったか、行政代執行で除却させたといったら、これが自治体業界での大ニュースになって、みんなして見に来る。そのぐらい、要するに強権発動ということをやらない、やれない体制というのが、続いてきたわけだと思うが、これで今後の時代が乗り切れるのだろうかということは真剣に考えな

ければいけないだろうと思っている。

- ・第4点は、これも地方分権を考えるとこういう発言をするのはどうなんだと思うのであるが、分権すればいいというものでもないだろうということであるし、谷委員がソフトな中央集権に戻っているのではないかということをおっしゃったが、戻って悪いというものでもないだろうと。
- ・つまり、例えばであるが、各自治体で試行錯誤してみた結果、やはりどうもこれとは別のソリューションだというのが客観的に一つだというのが見えてきたときに、にもかかわらず執行体制をばらばらのままで続ける必要は、本来はないわけである。やってみて、これはやはり統一でやったほうがいいといえは国に巻き戻せばいいのであり、逆にこれまで国が統一でやっていたが、どうもばらしたほうがいいのではないかというのを、かわりにもらってくればいいということもあり得るわけである。
- ・別の会議で民間の企業の方から言われて、そうかと思ったことがある。つまり、民間企業というのは組織形態を常に変化させるのだと。本部長制と事業部制だったか、何かそんなものであるが、2つの違う考え方があって、それを10年ぐらいで往復しながら、つまり組織というものが続いていると必ずたまっていく、あかというのを振り落とすように動いていくものなのだということを、その方がおっしゃっていたのである。
- ・その観点では、地方自治と国の間の関係というよりも、そういうふうに理解すればいいところはあり、ある意味ではこれも山田知事が嫌だとおっしゃった、選択と集中になっているのだが、自治体の観点から、やりたいことに選択と集中をしていくというのも、地方自治の新たな考え方としてはあるのではないか。やりたいことをやるのがよいし、やればよい、やってメリットのあることをやるのは常によいことだと思うのだが、やりたくもないが何か上から権限が降ってきたら、しょうがないからやっているんだみたいなことを、ずっとやっていてもしょうがないだろうというところはあるので、そういう意味での自治体の観点からの選択と集中ということを考える必要があるのではないかと思った。

〔大石座長〕

- ・どうもありがとう。
- ・それでは、ウェブで参加しておられる新川委員にご発言をいただければと思う。よろしく願います。

〔新川委員〕

- ・新川である。皆さん方から本当にいろいろなお話が出て、余り申し上げることもないのだが、四、五点、気がついたところ、これからの地方分権に関して考えなければならぬ点を話をさせていただく。
- ・一つが、これもこれまで出た議論であるが、地方分権改革、これまで重ねてきたのだが、これは本当に一人一人の国民にとってどんな意味があったのかというのは、私たち自身も本当にそれをきちんと評価をしたり、あるいは測定をしたりということをやってきていなかったのだということを痛切に感じている。
- ・改めて、多くの国民の方々にとって、この地方分権改革というのがこんな意味があるのだということ自体も、きっとつかまえにくかったのではないかと思っているし、場合によっては無駄な努力に見えたかもしれないし、国と地方の間での単なる権限争いに見えたかもしれないということを考えている。

- ・ そうすると、実はこういう地方分権改革、結局、誰が何のためにやったのだろうかということを考えざるを得なくなり、ひょっとすると一時はやった新自由主義的な、そうした改革の考え方だけが残ってしまったのかもしれない、そんな危惧すら抱いている。
- ・ 翻って、この分権改革の議論をしていこうというときに、改めて国民一人一人にとってのこの分権改革の意義、それがもう一度、再度、どういう位置を持てるのかということを経験をする、そこが出発点にならざるを得ないのかと感じている。
- ・ 二つ目のポイントが、この分権改革が大きな目的としていたところの一つは、やはり地方を自由にしていくというところ、自主性、自立性を強調してきたわけである。そうした、地方の自由ということが本当に達成できたのかという点では、皆様方からあったように、むしろさまざまなくびきがたくさん重なってきていて、逆に分権すればするほど不自由になっていくという、そういう姿が見えてきたような気がしてならない。
- ・ 義務づけや枠づけの改革も極めて中途半端に終わったような感じもしているし、地方制度の枠組みというのは確かに、制度的な側面では非常にそのレベルが低くなった側面もあるが、もう一方では、その前提になる枠組みそのものは、これは維持をしなければならない。二元代表制の仕組みそのものが変えられないと、こういう議論になってしまうし、現状の都道府県市町村の枠組み自体も変わらないということになる。果たして地方は本当に自由になったのか、こういう議論をもう一度しないといけないかと思っている。
- ・ 重要な三つ目、私自身が考えているところでは、そうした自由化の議論も含めて、地方の権力、あるいは地方自治が持つべき点というのは一体何なのかということを改めて考える必要があるし、これはもう大石先生の憲法論の議論に入るかもしれないが、国民主権に対して人民主権的な側面というのをどう考えていくのか。その中で地方権というのをどういうふうに位置づけ直していくのかという、こういう議論を踏まえないと、どうも分権改革、これ以上は進まないかもしれないと、そんな気持ちも持っている。
- ・ 四つ目に、強調しておきたいのは、こうした地方分権改革を従来のように、ある意味ではハードな制度論として、例えば役割分担や、あるいは権限委譲や財源の再配分や、そういうところで議論をしようとする、どうもかなり行き詰まってきたという印象がある。
- ・ そうした行き詰まりを、まずはどういうふうに解消していくのか。いずれはそうした、まずは議論に結びつけていかざるを得ないのであるが、同時にそれも実現をしていくというプロセスを、もう少し丁寧に考えていってもいいのではないかと思っている。
- ・ いわば、理想の状態というのをどんなふうにつくっていくのか、そのための、いわば移行期、移行をしていくときの管理の仕方、管理手法マネジメントをどういうふうにしていくのか、こんな観点もあっていいのではないかと考えている。
- ・ そのときに多分重要になってくるのは、それぞれのガバメントの機能ではなく、むしろ国、地方も含めた、そして自治体とその住民や、あるいは事業者も含めた縦横のガバナンスということをしっかり考えていく。それがうまく機能する状態とはどういう状態なのだろうかということを考えていく。そういうところにチャンスが出てくるのではないかと思っている。
- ・ いずれにしても、これからの自治というのが、いろいろなネットワークやいろいろなパートナーシップというのをベースにして考えていかざるを得ない。そして、それも実現していくための地方分権改革の展望でなければ、恐らくこれから大きな意味を持ちえないと思っている。

- ・そうした柔軟な枠組みの中でこそ、新たな分権改革の展望というのが広がってくるのではないかと。そんなふうには今のところは感じている。

〔大石座長〕

- ・ありがとう。
- ・以上、各府県の知事の方々、各委員の方々から大変多くのご指摘と、また課題の提示をいただいた。
- ・最終的に、この研究会がどういうふうに進むかというのは、次回からを見なければいけないが、先ほどの議論からいくと、やはり最終的な調査研究の結果は、かなりエッジのきいたものが必要とされるのではないかと考えているが、うっかりそれに乗るとなかなか厳しい局面に立つかもしれないという不安も、ちょっと持っているところである。
- ・いずれにしても、それぞれに造詣の深い方々がそろっているので、今後の調査検討、討議というものをしっかり進めてまいり、充実した内容にしたいと存じる。
- ・時間も迫ってまいったので、きょうはこのあたりにしたいと思うが、次回以降のことについて、少しだけ述べる。
- ・次回以降の研究会ということだが、テーマごとに毎回設定し、研究審議を、討議を進めていきたいと考えている。
- ・まず、次回の第2回目、具体的な日程は後で事務局のほうからご説明いただくが、第2回目は地方分権改革という大きなテーマのもとに、ゲストスピーカーを招いて議論をしたいと思っている。3回目以降は、地域コミュニティなどの住民自治の問題。その次、多分第4回ということになるかもしれないが、憲法と地方自治ということで、別途検討が既に進められているところもあるので、その検討結果も参考にしながら議論をしたいと思っている。その後、最終的にはやはり地方税財政の問題というものも扱わざるを得ないので、こういう順序で、繰り返すが、2回目は地方分権改革、3回目は住民自治の問題、憲法と地方自治、地方税財政というふうに進めてまいりたいと思う。
- ・また、実際の進め方であるが、基本的には毎回、それぞれの分野に造詣の深い方をゲストスピーカーとしてお招きし、そのお話をもとに議論を深めてまいりたいと考えている。
- ・具体的に申すと、今回は地方分権改革がテーマということであるので、これまでこの方面でご尽力いただいた神野東京大学名誉教授をお招きしたいと考えているところである。
- ・それでは、本日の会議はこれで終了したいと思うが、事務局のほうから連絡事項等があるというところであるので……

〔谷委員〕

- ・すまない、ちょっと一つだけ……。
- ・次回、まさにその分権改革についてというお話だが、分権改革の何について議論することを事務局としては想定されているのか。

〔大石座長〕

- ・私どもの考えているのは、先ほどのご指摘にあったように、総括という部分がやはりないのではないかと。これは、全くそのとおりであり、その部分を中心に、これまでの経緯を振り返り、そして、ではそれを踏まえてどうするかということを中心にお話したいと考えているが、ただ、その趣旨が、その神野先生にどこまでうまく伝わるかということ

ころは、正直言って自信がないが、こちらの希望はきちっとお伝えして、この議論の土台にしたいと思っている。

- ・ よろしいか。
- ・ それでは、事務局のほうにお返しする。どうぞよろしくお願いいたします。

〔事務局（全国知事会森川部長）〕

- ・ では事務局から、次回以降の日程についてである。
- ・ 第2回目の日程であるが、12月26日月曜日であるが、10時より、今回と同じくこの3階の知事会の会議室で予定をしている。
- ・ また、第3回、第4回についても、これはまだ調整中の段階ではあるが、それぞれ2月2日、また、3月29日、このあたりを軸にして日程調整を進めさせていただければと考えている。
- ・ またまとまったら、詳細な日程については追って委員の皆様方にご連絡を差し上げたいと考えている。
- ・ 本日はどうもありがとう。

（以上）